

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、「（仮称）北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的な評価の結果を公表します。

平成 19 年 2 月 28 日

札幌市長 上田 文雄

## 特定事業（「（仮称）北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業）の選定について

### 第 1 評価の結果

「（仮称）北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、札幌市（以下「市」という。）が直接実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 6% 縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等、定性的効果も期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法に基づく特定事業として選定する。

### 第 2 評価の内容

#### 1 評価方法

- (1) 本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。
- (2) 市の財政負担の見込額の算定にあたっては、特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。
- (3) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

## 2 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

市の財政負担額算定の前提条件

区 分	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
事業方式	—————	BTO (Build-Transfer-Operate) 方式
財政負担額の主な内訳	①設計費 ②建設費 ③工事監理費 ④維持管理費 ⑤運営費 ⑥市債の返済に要する費用	①サービス購入料 (設計・建設・工事監理・維持管理・運営) ②アドバイザー費用 ③モニタリング費用 ④事業者からの税込(市税)を調整 ⑤市債の返済に要する費用
共通の条件	①事業期間 平成 19～33 年度 (設計・建設 3 年、維持管理・運営 12 年) ②施設規模 延床面積：10,000 m <sup>2</sup> 程度 ③割引率 4% ④物価変動、金利変動は加味しない。 ⑤市民開放施設使用料、食堂・売店における収入は算入しない。	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費に関する資金調達は市が行うこととした。</li> <li>◆補助金</li> <li>・幼稚園部分については、補助金の活用を想定した。</li> <li>◆市債</li> <li>・高校部分、幼稚園部分について、市債の活用を想定した。</li> <li>【条件】</li> <li>・償還年数は 30 年 (10 年目、20 年目で借り換え)</li> <li>・金利は過去データを参考に想定した。</li> <li>◆一般財源</li> <li>・補助金、市債で調達しきれない部分については一般財源を支出</li> </ul>	・同左
設計費・建設費・工事監理費に関する事項	・市の既存学校施設整備実績等を参考にして想定した。	・市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものとして想定した。
維持管理・運営費に関する事項	・市の既存学校施設維持管理・運営の実績等を勘案して想定した。	・市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものと、しないものに分けて想定した。

### 3 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較すると、PFI 事業として実施するほうが、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 6% 縮減することが期待できる。

### 4 PFI 事業として実施することの定性的評価

- (1) 設計、建設、工事監理、維持管理及び運営（市民開放施設管理、食堂運営、売店運営）を事業者が一括して行うことにより、本施設の利用のしやすさや機能性が高まり、教育環境の向上が期待できる。
- (2) 本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を市及び事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、安定した事業運営や円滑な業務遂行が期待できる。

本告示は、平成 18 年 10 月 13 日付け札幌市告示第 1634 号で公表した特定事業（「（仮称）北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業）について、その事業内容を変更したので、改めて公表するものです。

(問合せ先)

教育委員会総務部計画課

電話： 011-211-3835 FAX： 011-218-3837